配当率（普通出資）				—	—	—
配当率（優先出資、貯金保険機構分）				—	—	—
配当率（優先出資、会員外調達分）				—	—	—
配当性向				—	—	—

（記載上の注意）

1　「貯金保険機構分」とは、法附則第５条第１項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資に係るものをいう。

2　適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

附　則

この命令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十九号）の施行の日（平成二十三年九月二十六日）から施行する。

省　令

○総務省令第百三十二号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日　　総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表中「みなし配当の25％相当額の控除額」を「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」に、「①＋②－③－④＋⑤」を「①＋②＋③－④＋⑤」に、「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉟）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊹）」を「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㊲）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊻）」に、「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の㊹）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊿）」を「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の㊻）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の52）」に改め、同様式記載要領１中「使用すること。」の下に「なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。」を加え、同様式記載要領12中「又は清算所得金額」を削り、同様式記載要領15中「（別表４）の㉟」を「（別表４）の㊲」に、「（別表４の２付表）の㊹」を「（別表４の２付表）の㊻」に、「仮計㊹」を「仮計㊻」に改める。

第六号様式別表１の表中「みなし配当の25％相当額の控除額」を「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」に、「（①＋②－③）」を「（①＋②＋③）」に、「完全子会社・非完全子会社」を「特定連結子法人・非特定連結子法人」に改め、同様式別表１記載要領４中「の規定により加算された金額（同条第６項又は第７項」を「及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の９第６項又は第７項」に、「部分を除く。）」を「部分を除く。）及び第42条の11第５項」に改める。

第六号様式別表１の三の表を次のように改める。

第六号様式別表一の三（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円	
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
当期分					
計		円		円	